

## にいがたデジコンライブラリー事業・会員利用規約

### 第1条 **にいがたデジコンライブラリー事業（以下、ライブラリー事業と言う）**

ライブラリー事業とは、特定非営利活動法人にいがたデジタルコンテンツ推進協議会（以下、協議会と言う）が、「にいがたデジコングランプリ」の事業を通じて、第1回から入選・入賞をした人達の作品で、新潟県の産業などIT化推進に協力・利用するための事業です。

### 第2条 **にいがたデジコングランプリ事業の目的**

新潟県におけるデジタルコンテンツ・IT産業をリードできる人材・クリエイターの発掘とコンテンツ・IT産業の育成・振興を目的に開催します。

- 2 創造性のある人材と独創的なデジタルコンテンツは新潟県産業の活性化につながり、アイデアを競う場を提供することは合わせて地域文化の醸成にも貢献いたします。

### 第3条 **協議会の入会と作品の利用許諾権の対価**

協議会への入会申込は別途定める様式または、ウェブサイトから申し込む事が出来ます。

- 2 協議会の会員になる事で作品をWebサイト、ポスター、各種広告など非営利・営利のいずれの目的でも利用が可能です。
- 3 但し、利用する作品は利用許諾権の対価として別途定める金額を、直接制作者に支払うものとします。

### 第4条 **規約の適用**

本規約は、協議会と会員ならびに制作者との間における一切の関係について適用されます。

但し、協議会が非営利の目的で作品を利用する場合は、この適用から除外されます。

- 2 会員は本規約に従って利用するものとし、本規約に違反して損害を与えた場合、協議会が制作者に代わり仲裁または損害賠償を求めることがあります。

### 第5条 **著作権等**

協議会のライブラリー事業のコンテンツの著作権は、制作者本人に帰属します。

- 2 本規約の規定に違反して著作権やその他の知的財産権に関する紛争が生じた場合、会員は自己の費用と責任において、その問題を解決してください。

### 第6条 **認証マーク**

会員は、利用許諾権として使用するものであり、作品にその証しとして協議会が発行する「認証」マークを作品に付加し、使用するものとします。

- 2 会員はこの認証マークを付加した状態で利用する義務があり、正式手順に添った証

しになります。

#### **第7条 利用許諾権の対価**

利用許諾権の対価は、作品毎に金5,000円とします。

- 2 利用許諾権の対価の計算方法は、制作される1媒体を単位として、全く異なる媒体の場合は複数の利用許諾権の対価を支払うものとします。（事例：Webサイト、ポスターは別）

#### **第8条 禁止行為**

ライブラリー事業の利用において、以下の行為は禁止します。

- (1) 他の会員、もしくは第三者、制作者の著作権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為、犯罪的行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 選挙活動、またはこれに類する行為、その他の政治及び宗教に関する行為
- (4) ライブラリー事業の精神に反して、制作者に無断で第三者に対して提供する行為

#### **第9条 ライブラリー事業の提供停止**

会員が以下の事由に該当する場合、協議会は、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 前条に定める禁止行為を行った場合
  - (2) 協議会への申し込み、届け出内容が事実と反する場合
  - (3) 協議会、制作者に対する債務の履行遅延または不履行があった場合
  - (4) その他本規約に違反する行為または規約の趣旨に著しく反する行為があった場合
  - (5) 協議会が会員として不適切と判断した場合
- 2 協議会は、前項の規定により本サービスの提供停止をするときは、あらかじめその理由を適当と判断する方法で会員に通知します。  
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### **第10条 協議会による会員登録解除**

協議会は、前条の規定により本サービスの提供停止を受けた会員が、30日間を過ぎても、なおその停止理由が改善されない場合は、その会員登録を解除し、除名することがあります。

- 2 会員登録を解除された会員が、会員期間中に利用した利用許諾権の対価の料金は、会員の方に支払いの義務が残ります。

- 3 協議会に支払われた年会費は、これを返還しないものとします。

#### **第11条 ライブラリー事業の中断**

協議会は天災事変、その他の非常事態が発生した場合には、会員に対する全部、または一部のライブラリー事業を中断することがあります。

- 2 協議会は、設備の保守または工事上やむを得ない場合、協議会が適当と判断する方法で事前に会員にその旨通知し、サービスを中断することがあります。  
ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。

#### **第12条 ライブラリー事業の終了**

協議会の事業の継続が困難になった場合、適当と判断する方法で事前に会員にその旨通知することで、ライブラリー事業の全部もしくは一部の事業を終了することがあります。

#### **第13条 情報の配信**

協議会は、会員ならびに作品制作者にライブラリー事業、にいがたデジコングランプリ事業に関する情報提供メールを配信する場合があります。

#### **第14条 免責事項**

協議会は、ライブラリー事業の内容、および会員がその完全性、正確性、確実性、有用性、特定目的についての利用適合性を含むいかなる保証も行わないものとします。

会員は自らの判断と責任により、サービスをご利用ください。

- 2 協議会はライブラリー事業を通じて送受信される私的な通信内容を監視・編集する義務はなくいかなる責任も負いません。
- 3 協議会は、特別の事情から生じた障害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく会員の損害ならびに作品制作者の損害についてはその責任を負いません。

#### **第15条 準拠法**

この規約は、日本法の適用を受け解釈されるものとします。

#### **第16条 管轄裁判所**

ライブラリー事業をめぐるトラブルが発生し、協議によって解決しない場合には、

新潟地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

#### **第17条 規約の変更**

協議会は、会員の承諾を得ることなく、本規約の変更、または利用許諾権の対価の料金の改定を行うことがあります。

付則

この規約は 2005年4月1日から実施します。 2005年3月31日

「デジタルファンタジアム」サイトのサービス終了に伴い、第3条、第8条、第11条の「ID・パスワード」の発行に関連する事項および、第6条の「認証マーク」の自動的付加に関する事項を削除しました。また旧第11条の削除に伴い、旧第12条以下を各1条繰上げました。 2020年1月1日